

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和4年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一



固定式刺し網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶等の数	漁業を営む者 の資格
ヒラメ及び雑 魚建網漁業	操業区域（別 表の操業区域 をいう。以下 同じ）の1	1月1日から12 月31日まで	20トン未 満	定めなし	1隻	定めなし
ヒラメ及び雑 魚建網漁業	操業区域の2	1月1日から12 月31日まで	20トン未 満	定めなし	3隻	定めなし
ヒラメ及び雑 魚建網漁業	操業区域の3	1月1日から12 月31日まで	20トン未 満	定めなし	29隻	定めなし
ヒラメ及び雑 魚建網漁業	操業区域の4	1月1日から12 月31日まで	20トン未 満	定めなし	1隻	定めなし
ヒラメ及び雑 魚建網漁業	操業区域の5	1月1日から12 月31日まで	20トン未 満	定めなし	32隻	定めなし
ヒラメ及び雑 魚建網漁業	操業区域の6	1月1日から12 月31日まで	20トン未 満	定めなし	4隻	定めなし
ヒラメ及び雑 魚建網漁業	操業区域の7	1月1日から12 月31日まで	20トン未 満	定めなし	8隻	定めなし
ヒラメ及び雑 魚建網漁業	操業区域の8	1月1日から12 月31日まで	20トン未 満	定めなし	1隻	定めなし
ヒラメ及び雑 魚建網漁業	操業区域の9	1月1日から12 月31日まで	20トン未 満	定めなし	11隻	定めなし
ヒラメ及び雑 魚建網漁業	操業区域の10	1月1日から12 月31日まで	20トン未 満	定めなし	11隻	定めなし
ヒラメ及び雑 魚建網漁業	操業区域の11	1月1日から12 月31日まで	20トン未 満	定めなし	2隻	定めなし
ヒラメ及び雑 魚建網漁業	操業区域の12	1月1日から12 月31日まで	20トン未 満	定めなし	2隻	定めなし

申請すべき期間

令和4年4月11日（月）から同年5月10日（火）まで

(別表) 操業区域 (固定式刺し網漁業)

番号	操業区域
1	北緯29度線以北の鹿児島県沖合一円。 ただし、次の点を結んだ直線アイ、イウ、ウエ、及びエアによって囲まれた区域を除く。 点ア 西之表市休ノ鼻から真方位(以下同じ)70度10メートルの点 点イ 西之表市休ノ鼻から70度32メートルの点 点ウ 熊毛郡南種子町竹崎燈台から120度25メートルの点 点エ 熊毛郡南種子町竹崎燈台から120度10メートルの点
2	肝属郡南大隅町佐多岬燈台から正西の線以北の鹿児島県海域。 ただし、八代海及び指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町佐多岬燈台とを結ぶ線で囲まれた鹿児島湾内を除く。
3	川内川河口右岸から甑島北端を見通す線以北の鹿児島県海域。
4	長島町(平成18年3月19日現在における長島町の区域に限る)沖合。
5	川内川河口右岸から甑島北端を見通す線と南さつま市野間岬南端から正西の線にはさまれた海域。
6	南さつま市野間岬といちき串木野市羽島崎とを結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域。
7	南さつま市坊ノ岬から正南の線と肝属郡南大隅町佐多岬から種子島北端を見通す線にはさまれた海域。ただし、熊毛海域を除く。
8	1 11月1日から翌年4月30まで 指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ直線以北の鹿児島湾内(以下鹿児島湾という)。 2 5月1日から10月31日まで 南さつま市坊ノ岬から正南の線と肝属郡南大隅町佐多岬から種子島北端を見通す線にはさまれた海域のうち、種子島北端と黒島北端を結ぶ直線以北の海域。ただし、鹿児島湾内及び熊毛海域を除く。
9	指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾内。
10	阿久根市、薩摩川内市(平成16年10月11日現在における川内市の区域に限る)、いちき串木野市(平成17年10月10日現在における串木野市の区域に限る)沖合。
11	次の2直線にはさまれた薩摩川内市(平成16年10月11日現在における川内市の区域に限る)沖合。 直線1 薩摩川内市(平成16年10月11日現在における川内市の区域に限る)と阿久根市との境界の基点標識から270度の方向を見通す直線 直線2 薩摩川内市(平成16年10月11日現在における川内市の区域に限る)といちき串木野市(平成17年10月10日現在における串木野市の区域に限る)の境界土川の河口右岸堤防基部から271度40分の方向を見通す直線
12	次の点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点クを順次に直線で結んだ線と陸岸に囲まれた海域。ただし、南さつま漁協(旧野間池漁協に限る)共同漁業権区域(鹿共第23号)を除く。 点ア 川辺郡笠沙町野間池大崩下の共同漁業権鹿共第22号と鹿共第23号との境界基点標石 点イ 点アから正北の線と北緯31度30分の線との交点 点ウ 北緯31度30分の線と東経130度線との交点 点エ 薩摩川内市下甑町釣掛埼灯台から298度3,000メートルの点と南さつま市野間岬南端から正西3,000メートルの点とを結んだ直線が、東経130度00分の線と交わる点 点オ 南さつま市野間岬南端から正西3,000メートルの点 点カ 点オと南さつま市坊ノ岬から225度2,000メートルの点とを結んだ直線が、点キから245度07分の直線と交わる点 点キ 南さつま市野間池大黒瀬 点ク 点キから52度40分の線と対岸との交点